

日調連発第48号

平成30年5月31日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「国土調査法第19条第5項指定申請の手引き」の周知について（お知らせ）

この度、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課から、標記手引きについて別添のとおりお知らせがありましたので、貴会会員に周知いただきますようお願いします。

事 務 連 絡

平成 30 年 5 月 18 日

日本土地家屋調査士会連合会 担当者様
一般社団法人全国測量設計業協会連合会 担当者様
一般社団法人日本国土調査測量協会 担当者様
公益社団法人日本測量協会 担当者様

国土交通省土地・建設産業局
地籍整備課 課長補佐

「国土調査法第 19 条第 5 項指定申請の手引き」の作成について

平素より、地籍整備の推進につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「国土調査法第 19 条第 5 項指定申請の手引き」を作成し、国土交通省ホームページ「地籍調査 Web サイト」に掲載したのでお知らせします。

これまでも国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づく指定制度について、周知を図ってきたところですが、本手引きにおいて、制度全般に関する解説や作業手順及び内容を具体的に整理することで、民間事業者等を含む測量を行う様々な主体において、19 条 5 項指定制度が広く浸透するとともに、取組が促進されることを期待しています。

本手引きを会員の皆様方へ周知し、活用していただくことで、測量成果を 19 条 5 項指定する取組を促進していただきますようお願いいたします。

「国土調査法第 19 条第 5 項指定申請の手引き」の掲載箇所

国土交通省地籍調査 Web サイト

国土調査以外の測量成果の活用について ～国土調査法第 19 条第 5 項指定制度～

<http://www.chiseki.go.jp/plan/katuyou/index.html>